

障がい学生支援の基本方針

基本理念

桃山学院大学（以下「本学」という。）は、「キリスト教精神に基づく世界の市民の養成」を建学の精神とし、「キリスト教精神に基づく人格の陶冶と世界の市民として広く国際的に活躍し得る人材の養成」を教育理念として掲げている。これらを礎に、①「目指すべき教育・養成すべき人材を明らかにした教育目的」、②「教育目的をその時代において求められる使命として明文化したミッションステートメント」、③「ミッション達成に向けた具体的活動」、④「学部・研究科の理念目的・教育目標・教育方針」、⑤そして「教育研究活動の方針」へと連なっており、本学は、障がいの有無に関わらず、教育あるいは研究環境を全ての学生に保障している。特に障がいのある学生に等しく教育の機会が与えられるように、支援に係る全学的な取り組みを推進する。

基本方針

- (1) 障がいのある学生が、障がいのない学生と等しい条件のもとで修学し、安心して学べるよう支援を行う。
- (2) 障がいのある学生に対する支援を実現するために、必要な体制の整備に努める。
- (3) 障がいのある学生に対する支援の内容は、原則として学生本人の申請に基づき、学生本人と大学関係者間において調整を行い、可能な限り合意形成・共通理解を図ったうえで決定する。
- (4) 障がいのある学生が、安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、施設・設備のバリアフリー化に努める。

不当な差別的取り扱いの禁止

本学は、障がいのある学生、および障がいのある入学志願者に対して、不当な差別的取り扱いをしない。

合理的配慮の提供

本学は、障がいのある学生から、学生生活における社会的障壁の除去を必要とする旨の支援の申請があった場合、「障害者差別解消法」の基本理念に基づき、必要な合理的配慮を提供する。なお、ここで言う合理的配慮とは、本学がその必要を認め、かつその実施に伴う負担が本学にとって過重でない範囲のものをいう。

支援の対象および範囲について

支援の対象は、様々な障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生とする。

また、支援の範囲は、入試・入学から卒業までの学生生活における主として教育に関する事項とする。

以上